

児童の服薬について

当園では、止む得ない場合に限り、保護者の方々に代わって保育士が与薬をしていますが、慎重に対応していくために、下記の事項について、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

【やむなく、園に与薬を依頼する場合の注意事項】

- 1) 保護者からの、「与薬依頼票」に基づき対応します。
- 2) 受診時に、何の薬かを確認しましょう。
- 3) 医師の指示のあった薬、1回分のみ対応します。従って、保護者の判断のみで与薬させている薬については、園としいては取り扱えません。薬は、1回分に分け持参してください。
- 4) 「与薬依頼票」には、病名又は、症状等や与薬方法等を忘れずに記入して下さい。
- 5) 薬の容器や袋にも氏名を記入して下さい。
- 6) 「与薬依頼票」と薬と一緒にして、必ず保育士に手渡して下さい。
- 7) 初回与薬は、必ず保護者でお願いします。

※外用薬、その他の薬については、その都度ご相談下さい。

与薬依頼票

医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示がありましたのでお願いします。与薬の責任は保護者の責任といたします。

一般社団法人 ちゅうりっぷ保育園		連絡日	年月日
児童名		保護者名	印
病院名			
病名又は 症状			
薬の種類	粉薬・水薬・その他()		
与薬方法	食前・食間(時間:) 食後・その他()		
与薬日	月	日～	月 日
その他 注意する事			
園記入欄	与薬者名: 時間:		